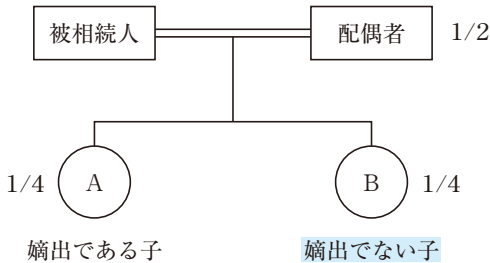


本稿の法定相続分は、嫡出である子・嫡出でない子については、平成25年9月5日以後に開始した相続についてのものである。その他の法定相続分の変遷についてはQ2参照。

平成25年9月5日以後に開始した相続については、嫡出である子と嫡出でない子との法定相続分は相等しい(民900一・四・平25法94改正附則②)。



**memo.** 平成25年9月4日以前に開始した相続については、→Q2参照。

### Q31〔配偶者・子〕

配偶者、嫡出である子A、嫡出でない子Bの法定相続分は

#### (1) 父親との関係

嫡出でない子と父との間の法律上の親子関係は、認知によって初めて発生するものであり(最判平2・7・19判時1360・115)、父に認知されていない嫡出でない子は、父を相続することができない。

#### (2) 母親との関係

「母とその非嫡出子との間の親子関係は、原則として、母の認知を俟たず、分娩の事実により当然発生すると解するのが相当である」(最判昭37・4・27判タ140・67)。

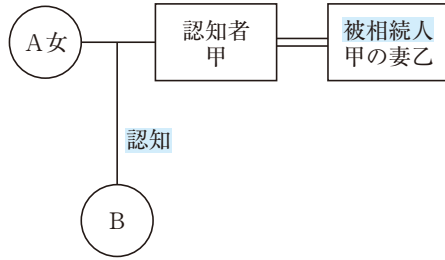
### Q32〔認知されていない子〕

認知されていない子に法定相続分はあるか

## Q33〔認知者の妻の相続〕

認知者の妻を被相続人とする相続について、認知を受けた子には法定相続分があるか

(相続関係図)

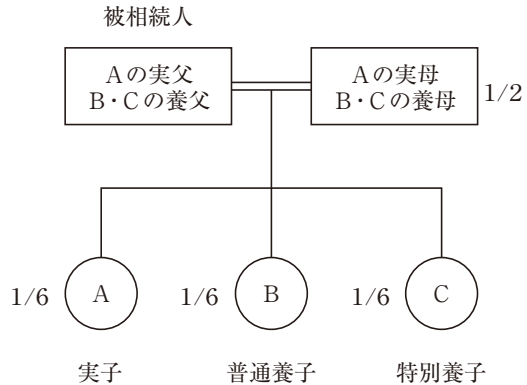


乙の相続につき、Bは相続人とならない。甲がBを認知しているか、していないかは、乙の相続については関係がない。

## Q34〔実子と養子〕

実子と養子の法定相続分は同じか。普通養子と特別養子とでは差があるか

実子、普通養子、特別養子の法定相続分は、同じである（民809・900一・四）。

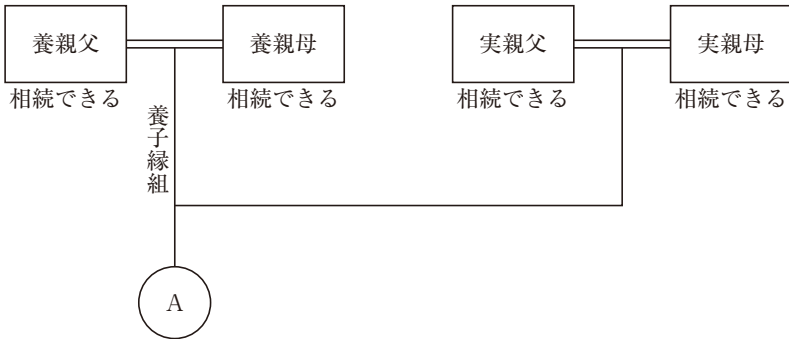


**memo.** 普通養子 = 特別養子以外の養子。  
特別養子 = 原則として、実方の血族との親族関係が終了する縁組（民817の9）。

## Q35〔実親の相続〕

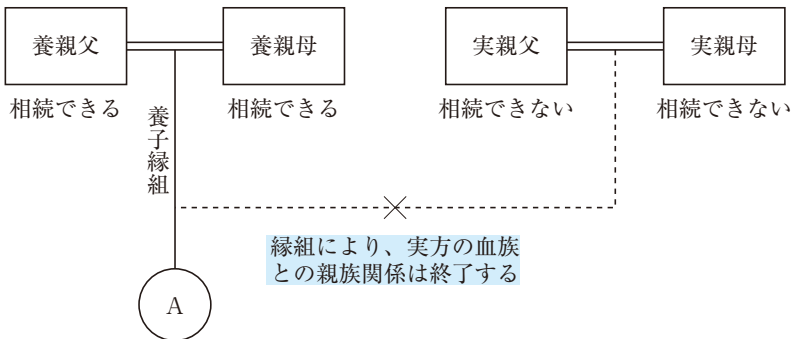
養子は、養親と実親との双方に法定相続分を有するか

(1) 普通養子と養親・実親の相続  
普通養子は養親及び実親を相続するので、法定相続分は存在する（民809・887①）。



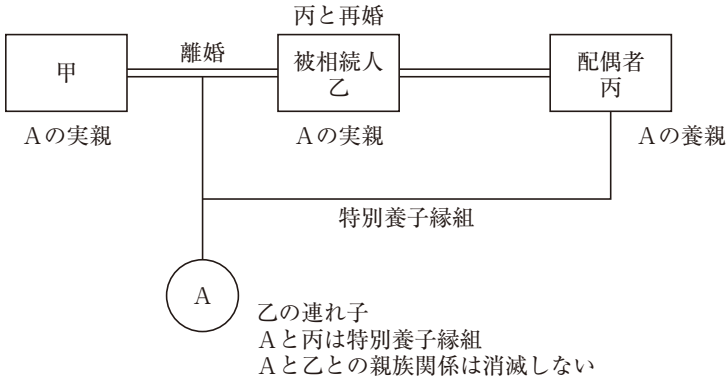
## (2) 特別養子と養親・実親の相続

特別養子は養親を相続するが実親は相続できないので（民817の9本文）、法定相続分は存在しない（相続できる場合→memo.）。



**memo.** <特別養子の実親を相続できる場合>

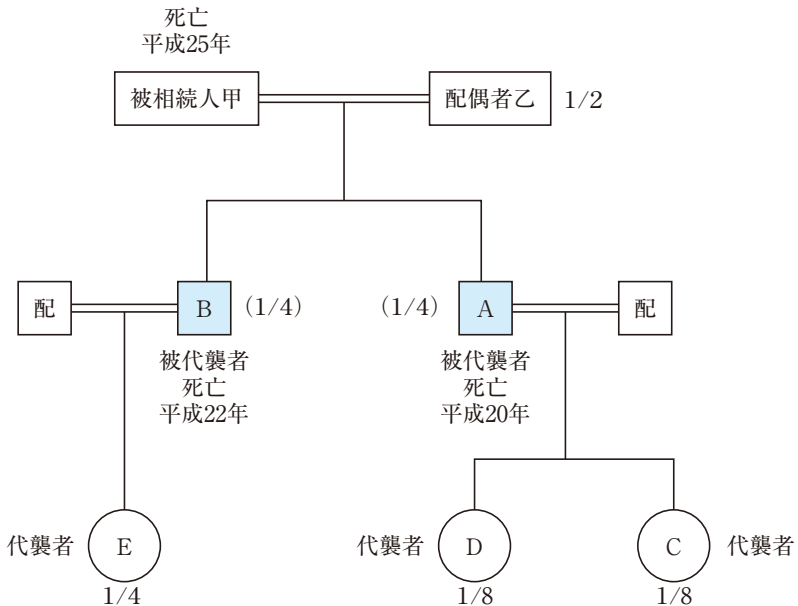
夫婦（乙・丙）の一方（丙）が、他の一方（乙）の嫡出である子A（いわゆる連れ子。普通養子縁組による養子は除く）を特別養子とした場合には、その実親乙及び乙の血族との間の親族関係は消滅しない（民817の3②ただし書・817の9ただし書）。したがって、Aは実親乙を相続することができる。



## Q36〔子の代襲相続人〕

子（被代襲者）の代襲相続人の法定相続分の計算方法は

代襲者の法定相続分は、被代襲者が相続すべきであった法定相続分である（民901①）。本図の場合は、Aが相続すべきであった法定相続分4分の1を、Aの代襲者C・Dが均分の割合で取得する。また、Bが相続すべきであった法定相続分4分の1全部を、代襲者Eが取得する。



**memo.** <頭割り説と株分け説>

## (1) 頭割り説

(ア) 前記図のように代襲相続が被相続人甲の子AとBとに発生している場合に、代襲相続人の間ではいずれも法定相続分が均等であるという考え方を「頭割り」という。この考え方によれば、前記図では $C \cdot D \cdot E$ は均分の相続分となる。

この考え方は、昭和37年改正前民法(昭和37年6月30日以前) 888条(昭和37年の改正により削除された)が、第1順位の相続人は「直系卑属」と規定していたので、子AとBとが被相続人より先に死亡している場合には、Aの子 $C \cdot D$ とBの子E( $C \cdot D \cdot E$ は被相続人の孫)が「直系卑属」として固有の相続人資格を取得するというものである(代襲相続をするのではなく、本来の相続人(代襲相続に対して本位相続という)となるという考え方である)。

(イ) したがって、孫 $C \cdot D \cdot E$ はA・Bの相続人としての資格ではなく、本位相続人として直接被相続人甲を相続することになり、 $C \cdot D \cdot E$ の相続分は均分になると考える説である。

(ウ) しかし、この考え方は、昭和37年の民法改正(昭和37年7月1日施行)により、民法887条2項で「子」が相続権を失った場合には、その者の子が「代襲して相続人となる」と規定されたので、「頭割り」説を説く根拠はなくなった。

## (2) 株分け説

(1)の頭割り説に対して、本来の相続人(本位相続人)が相続すべきであった相続分を、その者の代襲相続人が相続するという考え方を「株分け」という。昭和37年改正民法(昭和37年7月1日施行)は、「株分け」説の考え

方を採用している。

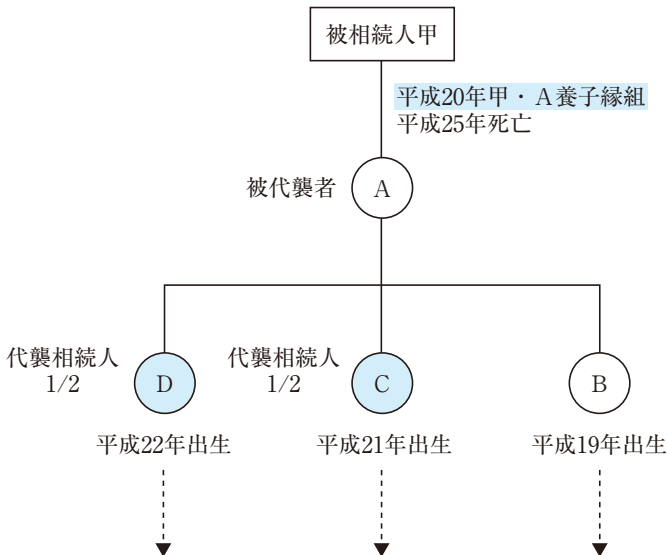
この株分け説によれば、前記図でAが相続すべきであった法定相続分4分の1を、Aの代襲者C・Dが均分の割合で取得する。また、Bが相続すべきであった法定相続分4分の1全部を、代襲者Eが取得する（民900四本文）。

### Q37〔被相続人の直系卑属でない者の例〕

代襲相続が発生した場合、被代襲者の直系卑属全員に法定相続分があるか

被相続人の直系卑属でない者は、代襲相続人となることができない（民887②ただし書）。

本図では、被代襲者Aの養子縁組後に生まれたC・Dが均分で法定相続分を有する。BはAの養子縁組前に生まれており、被相続人甲と血族関係になく直系卑属（孫）とならないので、被相続人甲を相続することはできない。



Aは、養子縁組により甲の嫡出子となる。  
C・Dは、Aの養子縁組後に生まれたので甲の直系卑属であり、Aを代襲して被相続人甲を相続できる。

Bは、Aが養子縁組で嫡出子の身分を取得する前に生まれているので、被相続人甲の直系卑属ではなく、甲を相続しない。

**Q81〔共同相続登記後の一部の者の放棄と登記是正〕**

共同相続登記後に、相続人の一部につき相続放棄の申述が受理された場合、その是正は更正登記か持分移転登記か

共同相続人の1人からの申請により又は代位により共同相続登記がされ、その後に相続人の一部の者につき相続放棄の申述が受理された場合は、既になされている共同相続登記には誤りはないので、持分全部移転登記による（昭26・12・4民甲2268、昭30・11・21民甲2469）。

**Q82〔共同相続登記後の全員の放棄と登記是正〕**

共同相続登記後に、相続人の全員につき相続放棄の申述が受理された場合、その是正は更正登記か持分移転登記か

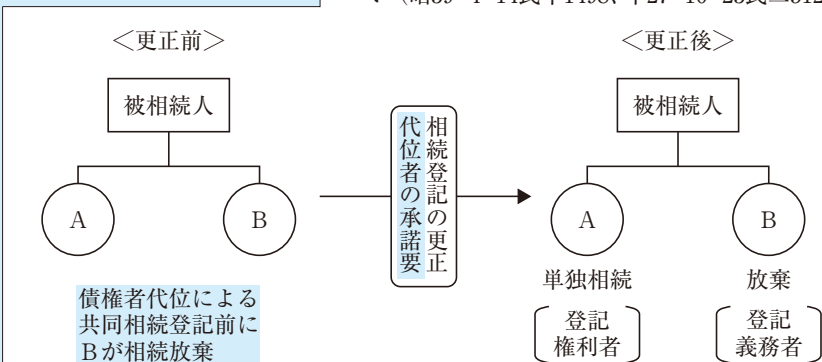
→Q85。

**Q83〔代位登記前に一部の者が放棄〕**

債権者代位によりA・Bの共同相続登記がされたが登記前にBの相続放棄がされていた場合、A単独所有に更正登記できるか

**(1) 代位債権者の承諾**

更正登記の要件である登記の同一性があるので、更正登記はできる。ただし、更正登記をするについては、代位債権者は「登記上の利害関係を有する第三者」に該当するので、代位債権者の承諾書（印鑑証明書付・会社法人等番号を有する法人の場合は会社法人等番号、それ以外の法人の場合は代表者の資格証明情報も要）を提供しなければならない（昭39・4・14民甲1498、平27・10・23民二512）。



## (2) 申請人

放棄者を登記義務者、他の相続人を登記権利者として申請する。次の①②の申請は、受理されない（登研504・199）。

- ① 債権者より代位により、相続放棄申述受理証明書を提供して更正登記を申請した場合
- ② 相続放棄者を除く他の相続人全員から、代位債権者の承諾書及び相続放棄申述受理証明書を提供して更正登記を申請した場合

## (3) 申請情報・添付情報

## 登 記 申 請 書

登記の目的	○番所有権更正
原因	錯誤
更正後の事項	所有者
	○市○町○丁目○番地（注1）
	A
権利者	○市○町○丁目○番地（注2）
	A
義務者	○市○町○丁目○番地（注3）
	B
添付情報（注4）	
	登記原因証明情報 本人確認情報
	印鑑証明書 承諾書 代理権限証明情報
	（以下省略）

（注1）（注2） 更正登記により持分が増加した相続人。

（注3） 相続放棄者。

（注4）① 相続放棄申述受理証明書、特別受益証明書及び相続を証する情報（除戸籍謄本）の提供は要しない（昭39・4・14民甲1498）。



- ② 登記原因証明情報  
相続放棄があったことにより所有権を更正する旨を記述した情報。
- ③ 本人確認情報等
- ㊦ 債権者代位による相続登記の場合は、不動産登記法21条に規定する「その登記をすることによって申請人自らが登記名義人となる場合」に該当しない（登記名義人自らが申請人となっていない）ので（基本法・不動産登記法76頁〔小宮山秀史〕）、相続登記名義人に登記識別情報の通知がなされない（現行不動産登記法施行前の取扱いとしては、債権者に還付された代位登記の登記済証は登記義務者の権利に関する登記済証とはならないとされていた（登研122・34））。
- ① ㊦で記述したように、債権者代位でされた相続登記を更正する場合は登記識別情報を提供することができないので、事前通知制度（不登23①）によるか、資格者代理人による本人確認情報によることになる（不登23④）。
- ④ 登記義務者の印鑑証明書  
発行後3か月以内のもの（不登令16・18）。
- ⑤ 代位債権者の承諾を証する情報（不登令7①五ハ）  
印鑑証明書付・会社法人等番号を有する法人の場合は会社法人等番号、それ以外の法人の場合は代表者の資格証明情報も必要。発行後3か月以内という制限なし（不登令19、平27・10・23民二512。不登令16③・18③の適用なし）。
- ⑥ 代理権限証明情報（不登令7①二）

**memo.** 権利の更正登記は、登記上の利害関係を有する第三者の承諾がある場合又は当該第三者がない場合に限り、付記登記によってすることができる（不登66）。所有権の更正登記は、第三者に対しての効力を異にする相対的な効力のものは許されないので常に付記登記によるべきであり、主登記による更正登記は許されない（新不動産登記法逐条解説（二）158頁、研修登記法63頁）。

Q 84〔代位登記前に全員が放棄〕

債権者代位によりA・B・C